

国立大学法人電気通信大学学長特別補佐設置規程

平成22年 3月19日

改正

平成24年 5月22日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第12条第2項に基づき、学長特別補佐に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 学長特別補佐は、学長が指定する本学の教育研究及び管理運営（以下「教育研究等」という。）に関する事項について助言及び調査研究を行う等、学長を補佐する。

(選考)

第3条 学長特別補佐は、本学の教育研究等に関し広く高い識見を有する者のうちから、役員会の議を経て、学長が指名する。

(任期)

第4条 学長特別補佐の任期は、原則1年とし、再任を妨げない。ただし、学長特別補佐を指名した学長の任期を超えないものとする。

(報酬等)

第5条 学長特別補佐には、別に定める報酬及び交通費を支給する。

(事務)

第6条 学長特別補佐に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学長特別補佐に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。